指定短期入所事業所　ガイア　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェーが設置するガイア（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）（平成１７年法第１２３号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

２　事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３　事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　前３項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員､設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴名称　　ガイア

⑵所在地　　碧南市中山町１－７

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　　管理者　　１名（常勤職員）兼務

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）生活支援員　　８名以上（常勤職員８名以上）うち８名以上兼務

生活支援員は、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた支援を行う。

（短期入所の定員）

第５条　事業所の短期入所定員は　４名とする。

２　前項の規定にかかわらず、３ヶ月間は平均実利用者人員が定員を超えて一定の範囲であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

（営業日及び営業時間）

第６条　施設の営業日は次のとおりとする。

（１）　　営業日　　月曜日から金曜日まで(土曜、日曜については、営業可能とする。）

ただし、年末年始（12/29～1/3）を除く。

（指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額）

第７条　事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の１割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の援助
(2) 作業、日常生活動作の機能支援及び地域生活支援
(3) 健康チェック
(4) 送迎

２　第８条の通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。
（１）事業所から片道１０キロメートルを越える場合は、５５０円に１キロメートル増すごとに３０円ずつ加算した額とする。

３　事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。
（１）給食材料費は、昼６５０円、夕食４００円、朝食３００円を徴収する。
（２）光熱水費は、３００円を徴収する。

４　日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

５　第２項から第３項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、碧南市の区域とする。

２　通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（利用者負担額等に係る管理）

第９条　事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は支援等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成１８年政令第１０号）第１７条第１項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１０条　サービス利用に当っては、次の事項に留意する。
（１）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
（２）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
（３）施設と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従業者は、短期入所の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

（身体拘束の禁止）

第１３条　事業所は、短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）

を行ってはならない。
２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（虐待防止のための措置）
第１４条　事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情解決）
第１５条　事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
２　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（業務継続計画の策定等）
第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）
第１７条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（衛生管理等）
第１８条　事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２　事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）
第１９条　事業所は、利用者に対して適切な指定短期入所を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、　従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
(1) 採用時研修　　採用後３か月以内
(2) 継続研修　　年１回
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後　においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
５　事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年

間保存する。

6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２２年７月１日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成２３年４月１日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成２４年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成２５年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成２６年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成２７年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成２８年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成２９年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成３０年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、平成３１年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、令和　２年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、令和　３年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、令和　４年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、令和　５年４月１日から施行する。

この規定の一部を改正し、令和　６年４月１日から施行する。